

生徒手帳

川崎市立高津高等学校 定時制



目

次

- 校 歌
- 定時制歌
- 教育方針
- 学校沿革
- 学 則
- 保健室利用について
- 感染症と出席停止について
- スクールカウンセラー
- 学校行事予定
- 生徒会組織図
- 生徒会会則
- 役員選挙規定
- 議事運営規定
- 部室使用細則
- 生徒会部細則
- 部紹介
- 生徒放課後活動規則 **【生徒支援部】**
- 図書館等の利用 **【学務部】**
- 給食利用 **【学務部】**
- 体育館利用規定 **【保健体育科】**
- 定期考査実施要領 **【学務部】**
- 私達の生活 **【生徒支援部】**
- 日常生活 **【生徒支援部】**
- 教育課程表（令和4年度入学生以降） ※別途資料

教育方針

本校は、教育基本法並びに、学校教育法の精神を実現するために、次の目標を掲げ、教育のあらゆる場を通じてその達成に努力するものである。

1. 個人としての尊厳を自覚し、自主的精神をもって、民主社会で責任ある行動を果たし得る人格を育成する。
2. 学力を充実させ、合わせて、すべての物事に対し適正な判断を下せるように、客観的な思考能力を養成する。
3. 教養を広め、情操を養い、豊かな文化的生活を営み得るよう、人間性の開発と高揚に努力する。
4. 健康な身体と基礎的な生活技能を養い、勤労意欲を高め、実社会において、着実有能な活動をなし得る人材を育成する。
5. 広く国際社会に視野を拡げ、人類共同の連帯感に目覚め、その福祉と発展のために参加し得る人間を育成する。

学校沿革

昭和 3年	3月15日	高等女学校令により設立認可。（高津町立）高津実科高等女学校と称し高津尋常高等小学校に併設する。（神奈川県橘樹郡高津町溝の口1205）。
昭和 3年	4月17日	開校祝賀式挙行。本日をもって学校創立記念日とする。
昭和23年	3月31日	学制改革により改組、川崎市立高津高等学校と改称。
昭和30年	4月 1日	定時制夜間部発足。
昭和30年	5月 7日	定時制PTA発足。
昭和32年	9月 1日	定時制生徒会発足。1学年40名。
昭和32年	12月21日	PTAより給食調理室寄贈給食実施。
昭和33年	5月27日	講堂兼体育館落成。
昭和34年	3月14日	33年度第1回卒業式挙行。
昭和34年	4月 1日	1学年2学級制実施。
昭和34年	9月 1日	給食室落成。
昭和35年	1月16日	PTAによる購買部並びに食堂経営。
昭和35年	6月30日	神奈川県定時制通信教育連合会加盟。
昭和35年	12月 1日	生徒会クラブ室落成。
昭和36年	11月 5日	定時制第1回体育祭挙行。
昭和37年	4月 1日	1学年3学級制実施。
昭和38年	1月24日	生徒会クラブ室全焼。購買部閉鎖。
昭和38年	4月 1日	1学年4学級制実施。
昭和40年	9月15日	定時制10周年記念式典挙行。
昭和45年	11月 8日	PTA解散、定時制教育振興会発足。
昭和46年	4月15日	全員完全給食実施。
昭和46年	10月10日	定時制第1回文化祭挙行。
昭和48年	7月26日	木造第二校舎解体開始。
昭和50年	1月24日	改築工事竣工。
昭和52年	11月22日	市内定時制30周年記念式典。（中原会館）
昭和53年	11月 1日	創立50周年記念式典及び校舎落成。
昭和60年	11月 1日	定時制創立30周年記念式典。
平成 9年	11月21日	市内定時制50周年記念式典。
平成17年	9月15日	定時制創立50周年記念式典。
平成20年	5月17日	耐震補強工事開始。
平成22年	7月20日	耐震補強工事終了。
平成30年	6月 1日	校舎改修開始。
令和 4年	3月31日	同窓会解散。
令和 5年	3月31日	校舎改築終了。

学 則 (抄)

第1章 総 則

- 第 1 条 本校は学校教育法に基づき高等普通教育を施すことを目的とする。
- 第 2 条 本校は全日制（普通科）と定時制（普通科）の課程を置く。
- 第 5 条 本校の修業年限は、全日制の課程にあっては3年、定時制の課程にあっては3年以上とする。

第2章 学年、学期及び休業日

- 第 6 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年をわけて三学期制とする。（定時制）
- 第1学期 4月1日から7月31日まで
- 第2学期 8月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで
- 第 7 条 休業日は次の通りとする。
1. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 2. 日曜日
 3. 市政記念日（7月1日）
 4. 開校記念日（4月17日）
 5. 学年始 4月1日から4月4日まで
 6. 夏 季 7月21日から8月31日まで
 7. 冬 季 12月25日から翌年1月7日まで
 8. 学年末 3月26日から3月31日まで
 9. 土曜日
- （校長は、入試選抜等、必要に応じて休業日を別に定めることができる。）

第3章 教 育 課 程

- 第 8 条 教育課程及び授業時数は別に定めるところによる。

第4章 課程の修了及び卒業の認定

- 第 9 条 課程の修了は、出席時数と成績とにより認定する。
- 第 10 条 本校所定の教育課程を履修し、所定の単位を修得した者を卒業と認め、卒業証書を授与する。

第5章 入学・転学・留学・休学・退学

- 第 17 条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、正当な理由があると認められた場合にはこれを認可する。
- 第 18 条 校長は、教育上有益と認める場合、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することがある。

- 第19条 1. 生徒が疾病、その他の理由で休学しようとするときは、医師の診断書等その理由を証する書類をそえて、校長の許可を受けなければならない。
2. 休学の期間は3月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めた場合は1回に限り当該期間を更新することができる。
- 第20条 校長は休養又は療養を必要と認めた生徒に休学を命ずることがある。
- 第21条 生徒が退学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。
- 第22条 校長は次の各号の一に該当する生徒に退学を命ずることがある。
1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 3. 正当な理由がなくて出席が常でない者
 4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者

保健室の利用について

保健室では応急手当を原則としています。その後の経過観察は、ご家庭や医療機関で行ってください。保健室では治療や薬の投与は行っていません。学校管理下で負傷し医療を受けた場合は、担任または部活顧問までご連絡ください。

感染症と出席停止について

学校保健安全法施行規則において、学校においての予防すべき感染症の種類と、出席停止の期間が定められている。

1. 第一種は、感染症予防法の一類感染症と二類感染症（結核を除く）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ

2. 第二種は飛沫感染するもので児童生徒などの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症、

3. 第三種は、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

4. 以下の学校感染症の停止期間は、川崎市医師会にて下記の通り統一されている。

	病名	潜伏期間	登校停止期間
1	インフルエンザ	1～3日	発病後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
2	百日咳	1～2週	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
3	麻疹	8～12日	解熱後3日、咳・発疹が軽快するまで
4	風疹	2～3週	発疹が消退するまで
5	水痘・帯状疱疹	10～20日	全発疹が痂皮化するまで
6	流行性耳下腺炎	2～3週	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
7	溶連菌感染症	2～5日	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで
8	咽頭結膜熱	5～7日	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎	4～7日	眼の充血、異物感が消失するまで
10	急性出血性結膜炎	1日	眼の充血、異物感が消失するまで

○上記の感染症と診断されたら、すぐに学校まで連絡をお願いします。

○感染の恐れがなくなるまで、出席停止となります。登校時は「登校許可証明書」（川崎市医師会指定文書有料。川崎市以外の医療機関を受診した場合は学校に要相談。）を貰ってからの登校になります。

※なおインフルエンザについては当面の間「登校許可証」は不要です。

スクールカウンセラー

毎週火曜日 15:45～19:15 と木曜日 11:15～19:15 にスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っています。生徒だけでなく保護者の方も受けることができます。担任または養護教諭まで、お気軽にお問合わせください。

年間行事予定

	上 旬	中 旬	下 旬
4月	始業式 入学式 身体測定 教科書配布	創立記念日 対面式 新入生歓迎会	
5月		体育祭	1学期 中間考査
6月			
7月	1学期 期末考査	三者面談 弁論大会	終業式 夏季休業
8月	夏季休業	夏季休業	夏季休業
9月	始業式 防災訓練	健康教室 視聴覚教室	
10月		2学期 中間考査	文化祭
11月		3年修学旅行	
12月	2学期 期末考査	防災訓練	個人指導 終業式 冬季休業
1月	始業式		
2月	学年末考査 (4年)	学年末考査 (1～3年)	送別会
3月	卒業式		個人指導 修了式

生徒会組織図

最高議決機関

生徒総会

会計監査

議事運営委員会

総会に次ぐ議決機関

生徒委員会

常任委員会

各部代表

部

HR代表

HR

各種専門委員長

マルチメディア・保健
体育・文化・（文化祭実行）

選挙管理委員会

専門委員会（常任委員が参加）

マルチメディア・保健・体育・文化・文化祭実行

生徒会会則

昭和57年11月5日 一部改正・削除

平成22年1月27日 一部改正

令和 2年1月22日 一部改正・削除

第1章 総 則

第1条 この会は川崎市立高津高等学校定時制生徒会（以下本会）と称し事務所を本校に置く。

第2条 本会は川崎市立高津高等学校定時制生徒会全員をもって構成する。

第3条 会員の自主的な協力によって、学校生活を民主的な明るいものにし、会員の間に勤労学生としてのゆたかな知性、温かい友情、正しい批判的精神を育てあげることが本会の目的である。この目的を実現するために、つぎの諸事項に努力をほらう。

- (1) 会員の親睦を通じて集団生活意識の向上につとめる。
- (2) 会員の福利、厚生をはかる。
- (3) 自主的な文化、体育諸活動の充実につとめる。
- (4) 他校生徒との交流をはかり、お互いの友情をふかめる。
- (5) その他本会の目的を実現するために、必要な活動を行う。

第4条 本会の会員はつぎの権利を有する。

- (1) 本会の活動によって生ずる福利を平等にうける権利。
- (2) 本部役員の選挙権および被選挙権。
- (3) 部を自由に結成し、あるいは自由に選択して、その部内で活動する権利。その場合別に定める部規定に従わなければならない。
- (4) HR会、生徒総会に出席して討議および議決に参加できる権利。
- (5) 本会の記録および会計の書類を閲覧する権利。

第5条 本会の会員はつぎの義務を負う。

- (1) 本会会則を守り、本会議決機関の決定を尊重し、これに従う義務。
- (2) 所定の会議、行事、投票に参加する義務。
- (3) 役員に選ばれた場合、正当な理由のないかぎりこれを拒否せず就任する義務。
- (4) 会費、その他議決機関で必要であると決定された諸経費を納入する義務。

第2章 機 関

第6条 本会の運営を円滑に行うために、次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 生徒委員会
- (3) 常任委員会
- (4) HR会

第1節 総 会

- 第7条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。
- 第8条 会員が止むを得ぬ理由で総会に出席できない場合は、議事運営委員会（以下、運営委員会とする）に委任することができる。但し、委任する場合は委任状を運営委員会に提出しなければならない。
- 第9条 総会は生徒会長（以下、会長とする）が運営委員会に指示し、招集するものとし、毎学期1回これを開かねばならない。但し、常任委員会または生徒委員会が議決をもって必要と認めた場合、または会員の3分の1以上が署名をもって要求した場合には、会長は臨時総会の招集を運営委員会に指示しなければならない。
- 第10条 総会を開く場合、会長は開催の日時、場所、議題などを、原則として前日までに所定の場所に告示しなければならない。
- 第11条 総会に付議する事項はつぎの通りとする。
- (1) 各年度の活動方針の決定と修正
 - (2) 予算の決定と決算報告の承認
 - (3) 校外組織への加入と脱退
 - (4) 会則の改正
 - (5) 常任委員会または生徒委員会で必要と認めた事項
 - (6) 本会の解散
 - (7) その他
- 第12条 総会は会員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。但し委任状提出者は主席者総数人員に加算し、委任状提出者は総会の議決に従う。
- 第13条 総会の議事は議事運営規定によって行う。総会の議決は出席会員の過半数による。

第2節 生徒委員会

- 第14条 生徒委員会は総会に次ぐ議決機関である。
- 第15条 生徒委員会は常任および非常任の生徒委員で構成する。生徒委員の選挙の方法は別に定める選挙規定による。
- 第16条 生徒委員会は必要に応じて開催し、会長が運営委員会に招集の指示をする。なお、会長が必要と認めたときは、部代表者を参加させて生徒委員会を開催することができる。
- 第17条 生徒委員会を招集する場合、会長は会議の日程、議題についてすくなくとも前日までに告示しなければならない。
- 第18条 生徒委員会では常任委員会および生徒委員が提出した議題を審議決定する。
- 第19条 生徒委員会は生徒委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 第20条 生徒委員がやむを得ない理由で生徒委員会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。但し、その場合は運営委員会に事前にその旨を連絡しなければならない。
- 第21条 生徒委員は生徒委員会で議題を審議することと共に、選出されたところに帰

って適当な方法で審議決定内容を報告し、その内容を徹底させなければならない。

第3節 常任委員会

第22条 常任委員会は常任の生徒委員（以下、常任委員と称する）をもって構成する。

第23条 常任委員会は会則に従って、本会業務の執行にあたり、また、緊急事項の処理に当たる。但し、緊急事項を処理した場合は、その後にかかれる最初の総会で報告しなければならない。

第24条 常任委員会は会長が招集し、少なくとも月2回開かなければならない。

- (1) 常任委員会は常任委員3分の2以上の出席をもって成立する。
- (2) 常任委員会の議決は原則として出席委員の満場一致によるが、止むを得ない場合は過半数以上の承認によって成立する。
- (3) 常任委員会の議長には会長が当たり、会長事故のときは副会長が代行する。
- (4) 常任委員会は代理人の出席を認めない。

第4節 HR会

第25条 HR会は各HR員全員で構成する。

第26条 HR会は本会の基礎的な単位であり、その運営は民主的でなければならない。

- (1) 付議事項およびその成立決定条件は本会会則の精神にそって各HRの実情に応じて決定する。
- (2) HR会はその審議決定内容を適当な方法で記録し、それを常任委員会に報告する。

第27条 HRから選出する役員の選出方法は別に定める選挙規定による。

第28条 本会全体の問題について、総会、生徒委員会、常任委員会、関係専門員会で決定するまえにHR会で決定することはできない。但し、HRとして生徒会各機関に反映させたい意見の決定はできる。

第29条 HR会は、HR運営に必要な役員の選出および本会の目的達成のためのHRとしての活動を行うことができる。

第3章 専門委員会

第30条 本会の活動を円滑にするために、各種専門委員会をおく。専門委員会は各機関の議決と常任委員会の指導に従って活動する。

第31条 本会が常置する専門委員会は次のとおりとする。

- (1) 文化委員会 各HR2名
- (2) 保健委員会 各HR1～2名
- (3) マルチメディア委員会 各HR1名
- (4) 文化祭実行委員会 各HR2名
- (5) 体育委員会 各HR3名

第4章 議事運営委員会

第32条 本会の各会議（総会および生徒委員会）を円滑に進めるために議長3名、書記2名をおく。これを議事運営委員（以下運営委員）と称す。

第33条 運営委員は会長の指示に従って各会を招集しなければならない。

第34条 運営委員は本会における必要人員、議長1名、副議長1名、書記2名を互選によって決定する。

第35条 運営委員の任務と任務遂行のための権利は次の通りである。

- (1) 議長は各会においての開会・閉会宣言を行う権利がある。但し、第2章第12条および第19条に基づいて行う。
- (2) 議長は会議を円滑に進めるために、議事を妨害した出席者に退場を命ずる権利および会議を休止し、又は閉会する権利を有する。
- (3) 副議長は議長を補佐する。
- (4) 書記は会議の議事を記録する。
- (5) 議事録の保管は常任委員会に委託する。

第36条 運営委員の選挙の方法は別に定める選挙規定による。

第5章 役員

第37条 生徒委員は常任委員12名と非常任委員から成り、任期は、常任委員は1月から12月まで、非常任委員は4月から3月までとする。

第38条 常任委員は次の役員を担当する。

- | | | | |
|---------------|----|-------------|----|
| (1) 生徒会長 | 1名 | (2) 生徒会副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 2名 | (4) 書記 | 2名 |
| (5) 文化委員会担当 | 2名 | (6) 体育委員会担当 | 2名 |
| (7) 学校新聞委員会担当 | 2名 | | |

第39条 非常任の生徒委員は次の通りとする。

- | | | | |
|--------------|-------|----------------|----|
| (1) HR代表 | 各HR2名 | (2) 文化委員長 | 1名 |
| (3) 保健委員長 | 1名 | (4) マルチメディア委員長 | 1名 |
| (5) 文化祭実行委員長 | 1名 | (6) 体育委員長 | 1名 |

第40条 本会に会計監査委員2名をおく。

第1節 選出および補充

第41条 役員の選出は別に定める選挙規定による。

第42条 病気その他やむを得ぬ理由のある役員は選出された機関の過半数の同意をもって辞任することができる。

第43条 役員が任務を怠ったり、役員としてふさわしくない言動をとった場合、その役員を選出した機関は、その機関の過半数をもって、その役員を解任することができる。

第44条 役員に欠員が生じたときは、別に掲げる選挙規定に基づいて補選する。但し、

会長欠員のときは副会長がこれに代わり、副会長を補選する。

第45条 補選、補充された役員の任期は前任者の残りの任期とする。

第2節 役員の権限および任務

第46条 会長は本会を代表し、常任委員会の決定に従って本会の業務の統括と執行、財産の管理、その他本会運営に関する一切の責任を負って処理する。

第47条 副会長は会長を補佐し、会長不在、その他の事故のとき、本会を代表する。

第48条 常任委員は常任委員会の議決に従って、本会の業務事務一般を担当する。

第49条 監査委員会は常任委員会の会計事務と各部の財産および予算の使用状態を監査し、その結果を総会、常任委員会に報告しなければならない。監査委員は随時監査することができる。

第50条 HR代表生徒委員は、そのHRを統括し、HR員の意志を本会各機関に反映させると同時に総会、生徒委員会、常任委員会の決定をHR員に徹底させなければならない。

第51条 文化委員は文化関係行事を企画し、文化活動を通じて本会の目的を達成するために努力する。

第52条 体育委員は体育関係の行事を企画し、会員のレクリエーション活動をさかんにするなど、学校生活を明るく、魅力あるものにするために努力する。

第53条 保健委員は体育委員と協力して体育による体位の向上、また給食の研究、調査などに従事し会員の健康を守りそだてるために努力する。

第54条 マルチメディア委員は、常任委員会の編集方針にそって、学校新聞の発行、その他本会の出版を担当する。

第55条 マルチメディア委員は図書館に対する会員の要望にこたえ、図書館利用の便宜をはかり、会員の間に読書の習慣をひろげ会員の教養をゆたかにするようつとめる。

第56条 マルチメディア委員は伝達機関として生徒会機関と関係を密にして連絡事項の円滑をはかる。また、学校生活にリズム感を与え、明るくするよう努力する。

第57条 文化祭実行委員は、文化委員と協力し、文化祭の企画、運営にあたり、生徒の自主的な文化活動の充実を図る。

第58条 体育委員は、体育委員と協力し、体育祭の企画、運営にあたり、生徒の自主的な体育活動の充実を図る。

第6章 会計

第59条 本会の経費は、会費、入会金、その他の収入による。

第60条 会費は総会において決定する。

第61条 入会金は500円とし入会と同時に納入する。転入生もこれに準ずる。

第62条 その他必要に応じて臨時に経費を会員から徴収することができる。但し、その場合は生徒委員会の承認を得なければならない。

第63条 本会の予算は総会で承認を得なければならない。

第64条 会計決算は、監査委員の監査報告を添えて、総会に報告し、その承認を得な

ければならない。

第65条 会計帳簿の閲覧請求があった場合は、常任委員会は7日以内に応じなければならない。

第7章 附 則

第66条 校内掲示物は常任委員会の許可をもって掲示する。

第67条 この会則を施行するために必要な規定の作成および変更または、解釈の適用について疑義を生じた場合は総会で決める。

第68条 本会会則は生徒総会の議決により改正することができる。

第69条 この会則は昭和42年1月1日より施行する。

役員選挙規定

昭和57年11月5日一部改正・削除
平成22年1月27日一部改正・削除
令和2年1月22日一部改正・削除

第1章 総 則

第1条 この規定は川崎市立高津高等学校定時制生徒会（以下本会）会則（以下会則）に定められた役員を公正に選出するために設けられたものである。

第2条 この規定は会則の各条項を逸脱してはならず、会則の改正があったときは、必要に応じて改正されなければならない。

第2章 選挙管理委員会

第3条 HR会は毎年4月各1名の選挙管理委員（以下委員と称する）を選出する。

第4条 委員は選出されたのちただちに選挙管理委員会（以下委員会と称する）を構成し、選挙管理委員長（以下委員長と称する）同副委員長を互選によって選び、委員長の統括のもとに委員会の運営をはかる。委員会の運営は委員会の過半数の承認を得た方針に従って行わなければならない。

第5条 委員会は会則の定める生徒会長およびその他の常任委員の選挙の運営に関して、会則およびこの規定の定める範囲で一切の権限と責任を持つ。

第6条 委員会は選出された年の次の4月に次期の選挙管理委員会が構成されると同時に解散する。

第3章 常任委員、監査委員および議事運営委員の選挙

第1節 選挙権と被選挙権

第7条 生徒会長およびその他の常任委員は本会のすべての会員の投票によって選出される。

第8条 監査委員および議事運営委員は毎年度最初の生徒委員会において生徒委員の互選によって選出される。また、HR代表委員が議事運営委員に選出された場合は、当該クラスはHR代表委員を補充することができる。

第 9 条 本会の会員は生徒会長及びその他の常任委員を選び、また第 3 条の規定による場合を除いて、これに選ばれる権利を持つ。但し、常任委員と監査委員と議事運営委員とをそれぞれ兼ねることはできない。

第 2 節 立候補の手続きと選挙活動

第 10 条 委員会は成立後ただちに次の事項について告示しなければならない。

- (1) 常任委員の選挙の期日
- (2) 立候補の届出方法およびその期間
- (3) 選挙管理委員氏名
- (4) その他の必要な事項

第 11 条 本会のすべての会員は生徒会長およびその他の常任委員にみずから、あるいは推せんをうけて立候補することができる。

第 12 条 常任委員は生徒会長とその他の常任委員として選出する。この場合も第 17 条の規定に従わなければならない。

第 13 条 常任委員と監査委員と議事運営委員の候補者（以下候補者と称する）は各自の選んだ 1 名の会員を責任者にあてなければならない。候補者または次の責任者は文書によって立候補の旨を委員会に届けなければならない。

第 14 条 委員会は前条の規定に反しないと認めるときは立候補の届出を受理しなければならない。

第 15 条 届出をすませた候補者は第 16 条の規定に基づいて選挙運動を行うことができる。

第 16 条 委員会は選挙運動について次の各項の規定を定めなければならない。

- (1) ポスター
- (2) 演説会
- (3) 運動期間
- (4) その他選挙を公正に行うために必要な事項

第 3 節 投票

第 17 条 候補者への投票は、どのような場合も、無記名秘密投票でなければならない。

第 18 条 委員会は前条の規定に反しない範囲で投票用紙への記入方法を定めることができる。

第 19 条 投票総数が会員数の 3 分の 2 に達しないとき、その選挙は無効となる。

第 20 条 委員会は予め選挙人名簿を作成し、選挙当日、投票しようとする者の資格を確かめた上で投票を許さなくてはならない。

第 21 条 委員会は選挙人名簿に登録された者で、候補者および責任者以外の者の中から候補者と同数の投票立会人を本人の承諾を得て選ぶことができる。

第 22 条 候補者は、その責任者を開票の立会にあたらせることができる。

第 4 節 開票

第 23 条 委員会は第 21 条と第 22 条の規定に準じて選ばれた開票立会人の立会のもとに所定の場所で開票を行う。

- (1) 信任投票の場合、投票総数の過半数の者を当選とする。
- (2) 決選投票の場合、投票数の多い順に定員数を当選とする。開票の結果をすみやかに

かに公示し、それを文書によって改選前の常任委員会に報告しなければならない。

第24条 委員会は、あらかじめ開票の場所と日時を告示しなければならない。

第25条 次の投票は無効である。

(1) 規定の用紙を用いていないもの。

(2) 記載事項の不明瞭なもの。

(3) その他、委員と開票立会人の合同会議で委員と立会人の過半数が無効とみとめたもの。

第26条 選挙人は開票の参観を求めることができる。

第4章 非常任の生徒委員および専門委員の選出

第27条 本会の会員はすべて各自の属するHRでHR代表委員、文化委員、体育委員、保健委員、マルチメディア委員、文化祭実行委員を選び、またこれに選ばれる権利を持つ。

第28条 HR代表委員2名、文化委員2名、体育委員3名、保健委員1~2名、マルチメディア委員1名、文化祭実行委員2名を第17条の規定に反しない方法で、第19条の規定に準じて選出する。

第5章 附 則

第29条 この規定の改正は総会の議決によらなければならない。

第30条 この規定の解釈に疑義を生じたときは総会の議決によって解釈を統一する。

第31条 この規定は昭和42年1月1日より施行される。

議 事 運 営 規 定

昭和57年11月5日一部改正・削除

第1章 総 則

第1条 この規定は川崎市立高津高校定時制生徒会（以下本会）会則および役員選挙規定に定められたもの、その他における各種会議の運営を公正ならしめるために設けられるものである。

第2章 委任状の扱い

第2条 総会において委任状は出席者と同数の計数とする。但し、委任状を加算して出席者が2/3以上になっても実出席者が1/2に満たない場合は総会は成立しない。

第3条 生徒委員会における委任状の取扱いは認めないものとする。

第3章 議 事

第4条 議事の進行は次の手順で行うことを原則とする。

(1) 提 案 (2) 提案への質疑応答

(3) 討 論 (4) 裁 決

- ①提案ならびに提案理由説明は提案者、又はその代表者、もしくはその代理人（以下提案者等と呼ぶ）が行う。
- ②会議出席者より質問があった場合は、議長を通じてこれを行い、提案者等はこれに応じて、誠実に答えなければならない。
- ③討論は質疑応答の後、提案に対する反対意見よりまず行い、反対者のない場合は賛成意見より行うことができる。討論は充分につくさねばならないが、議長の判断により人数又は時間を限ることができる。この場合、反対・賛成の各意見が同数に行われるよう、又人数をできる限り多くするよう配慮しなければならない。
- ④討論に際しては、提案者等は他の会議出席者と全く同じ資格で討論に参加せねばならない。
- ⑤修正案の提出は、討論の中で行うが、原案があらかじめ十分な日数の余裕を持って提案される場合は、議事運営委員会が修正案の提出期限を定めることができる。この場合、この期限は原案の提示と共になされなければならない。修正案が提出された場合、原案と同様に提案理由説明、質疑応答がなされなければならない。しかる後原案と共に討論を行う。
- ⑥討論に際し、議事内容から著しく離れた発言については、議長が発言停止を命ずることができる。この際、発言者は発言内容を議題に関係したことにもどすか、さもないときは、発言を中止しなければならず、尚引き続きその発言を続ける場合は、議長は退席を命ずることができる。

第4章 採 決

- 第 5 条 各種会議における採決の方法は、原則として記名投票（挙手採決又は起立採決）で行う。採決の順は原案により遠い案より行う。計数には議事運営委員がこれにあたる。
- 第 6 条 各種会議における議決は出席会員の過半数による。但し、生徒委員会におけるクラス討議の発表は1クラス1票をもって計数する。

部 室 使 用 細 則

1. 定時制の生徒および職員以外の使用を原則として認めない。
2. 部活動関係以外の物品を部室内におかぬこと。
3. 部室内の清掃はその都度使用者が責任をもって行うこと。
4. 備品破損の場合は原則として本人の責任とする。
5. 本細則は昭和 58 年 1 月 1 日より施行する。

生徒会部細則

平成9年11月11日一部改正削除

令和2年1月22日一部改正削除

- 第1条 部活動は精神生活を豊かにし、自主的・民主的な生活態度を育てることを目的とする。
- 第2条 部は本会員によって構成される。
- 第3条 部活動は、1名以上の顧問のもとに、部長1名、副部長1名、会計1名をおくことを原則とする。
- 第4条 各部の活動期間は、その年の4月から翌年の3月31日までとする。
- 第5条 部員の3分の2以上が必要と認められた場合は、部員から部費を徴収することができる。
- 第6条 同好会の活動に際しては、下記の事項を守らなくてはならない。
- (1) 予算は要求できない。ただし、学校祭・校外活動等で予算や資材が必要となった場合は、常任委員会に要求し、常任委員会の了承を得て、援助を受けることができる。
 - (2) 同好会は会員の3分の2以上が必要と認められた場合は、会員から会費を徴収することができる。
- 第7条 同好会新設の際は、1名以上の顧問の了承のもとに、4年生を除いて2名以上の会員で、活動の目的と名称を決めて、4～11月の期間で、常任委員会に届け出なければならない。新設の可否は常任委員会及び職員会議を経て決定する。認められた場合、その直後の生徒総会で報告をする。
- 第8条 同好会は以下の条件を満たすと判断された場合、部への昇格を願い出ることができる。
- (1) 4年生を除いて原則4名以上の会員が、あらかじめ決められた顧問の了承のもとに、活動の目的と名称を決めていること。
 - (2) 年度区切りで、2年間の活動実績（大会参加など）があること。昇格する部の届け出期間は4～11月とする。昇格の可否は常任委員会および職員会議を経て決定する。また、昇格が認められた場合、その直後の生徒総会で報告をする。ただし、予算に関しては次年度より配当される。
- 第9条 年度区切りで2年間、部員がいない場合に同好会へ降格とする。同好会へ降格した場合は、予算の残金等を報告し、常任委員会に返却しなければならない。同好会は年度区切りで1年間、会員がいない場合は消滅とする。
- 第10条 部から同好会への降格・同好会の消滅については、常任委員会および職員会議を経て、第3回生徒総会にて報告をする。
- 第11条 本会員は、2つ以上の部・同好会に加入することができる。
- 第12条 この細則の改正は、総会で行わなければならない。
- 第13条 この細則は昭和42年1月1日より施行する。

同好会新設・部への昇格の申請期間（4月～11月）					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
顧問委嘱	第1回生徒総会 （予算の決定）				
10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第2回生徒総会 （予算中間報告）	職員会議 にて承認	第3回生徒総会 同好会への降格 同好会の消滅 などの報告		

部 紹 介

文化系

アート部（美術室）
音楽部（音楽室）
華道部（応接室）

体育系

バドミントン部（旧体育館）
軟式野球部（グラウンド）
サッカー部（グラウンド）
バスケットボール部（新体育館）
トレーニング部（トレーニングルーム）
バレーボール部（新体育館）

生徒放課後活動規則（生徒支援部）

この規則は、学校生活を有意義に送り、楽しく安全に、かつ規律ある計画的な放課後の活動が出来るように定めたものである。

- (1) 下校時刻9時を過ぎて活動を行う生徒会・各種委員会・部・同好会・クラス等は、遅くとも9時50分には活動を終了し、すばやく後片付けをし、下校する。
- (2) 上記の活動を行う場合は、活動内容・使用場所・人員数などを各顧問・クラス担任等に申し出て許可を得る。
- (3) 残留禁止期間中の特別残留や活動時間の特別延長などについては、明確な事情がある場合のみ、各顧問・クラス担任等を通して、職員打ち合わせに提案し、了承を得る。

図書館等の利用 (学務部)

次の利用心得をよく守り、大いに利用して豊かな知識を身につけよう。

1. 開館

- (イ) 通常、週2回(火・金曜日)、5時00分～5時30分の時間内に閲覧、貸出、返却をする。3季休業中は除く。

2. 貸出

- (イ) 所定の個人貸出カードに記入の後、係に提出し承認を受けて本を受け取る。
- (ロ) 通常貸出、各自3冊まで、2週間以内に返却すること。ただし、禁帯出本の表示のある本は貸出しない。
- (ハ) 考査前1週間より考査終了まで授業関係の図書は、皆が広く利用出来るようにするため貸出停止。

3. その他

- (イ) 図書館の座席にカバン類を持ち込まないように、必ず入口の置場に置いておくこと。
- (ロ) 貸出を受けた図書は他人に貸さないこと。
- (ハ) 貸出期限内に読み終わらなかったときは、改めて規定の貸出方法により借りること。
- (ニ) 紛失、汚損した場合は、至急図書担当教員に申し出て、事後処理を受けること。

給食利用 (学務部)

1. 給食は希望制とし、学期ごとに希望確認を行う。(ただし1年生の1学期は全員給食とする。)
2. 給食利用者は利用規則を守り、他の者に迷惑をかけないように努力すること。
3. 利用時間は17:00～17:30までとする。
4. 給食費は、原則学期ごとに申し込み、前金で納入する。学期の途中で希望する場合は、給食担当の教員に給食費を添えて申し出ること。

体育館利用規定 (保健体育科)

体育館は心とからだを健全に育てる共有の広場である。お互いに楽しく使用できるように下記の規定をよく守ろう。

1. 館内には、学校で規定されているシューズ以外で入ってはならない。
2. 館内の器具・物品を使用するときは、必ず体育科教員に許可を得ること。
3. 誤って器具等を破損または紛失したときは、直ちにその旨を体育科教員に届け出ること。

4. 使用後は器具等の片付け、清掃、戸締り消灯を確実にし、担当職員に報告してから帰る。
5. 体育館内は飲食禁止とする。
6. 以上の規定に違反したときは、使用を禁止することがある。

各項は諸般の事情により、
変更になる場合があります。

定期考査実施要領（学務部）

平成 30 年 11 月 11 日一部改正削除

平成 31 年 4 月 23 日一部改正削除

- (イ) 定期考査は年間 5 回、全学年一斉に実施する。
 - 1 学期 中間考査、期末考査
 - 2 学期 中間考査、期末考査
 - 3 学期 学年末考査
- (ロ) 考査終了まで放課後等の各教科以外の教育活動を禁止する。試合直前等は、顧問と相談の上、活動が認められることもある。
- (ハ) 定期考査開始の一週間前より生徒の職員室立入りを禁止する。
- (ニ) 定期考査期間の始業は 5:40 とする。
- (ホ) 定期考査に関して生徒は次の事項に注意する。
 - (1) 名票の番号順に着席し、机は寄せ合ったりせず適当な間隔を保った列とし、教科書その他の持ち物は机の中に入れずカバンの中に入れ、机のわきに置く。
 - (2) 考査中、生徒相互間で、筆記用具の貸借りはしない。
 - (3) 不正行為は指導の対象となる。
 - (4) 考査日の居残り学習は 9 時までとする。
 - (5) 携帯電話、スマートフォン等の携帯端末の電源は事前に切っておく。

私達の生活（生徒支援部）

1. 生活について

- (イ) 働くことと学ぶことに喜びと誇りを持ち、目標に向かって前進しよう。
- (ロ) 礼儀正しい態度と言葉遣いを心がけよう。
- (ハ) 互いの人格を認め尊敬しあい、友情を育てて行こう。
- (ニ) 健康に注意をして、日々の勉学に励もう。

2. 校内生活

- (イ) 上履き、体育館履き、グランドシューズを区別し、記名しておこう。
- (ロ) 授業中、室内の出入りの際は、他人に迷惑をかけぬよう静かに行動しよう。
- (ハ) 授業中は学習に専念しよう。
- (ニ) 欠席、早退、遅刻は学習の妨げになるので、しないようにしよう。
- (ホ) 登校後は外出せず、本校の生徒以外の者を許可なく校内に入れてはいけない。
- (ヘ) 生徒総会、その他の会合は私達の自治活動の中心であるので積極的に参加し、自分の意見に自信を持って正しく発表できるようになろう。
- (ト) 始業、授業、下校の時刻は次の通りである。必ず守り他人に迷惑をかけぬようにしよう

5時40分	始業
8時50分	放課後 (部活動・委員会活動)
9時50分	最終下校

- (チ) 休日登校の場合は、前もって係の先生に許可を受けてからその指示に従って行動しよう。
- (リ) 施設・物品を利用するときは前もって係の先生の許可を得、大切・丁寧に取り扱おう。
- (ヌ) 所持品には必ず記名して、教室移動などの際、貴重品類は手放さないようにしよう。
- (ル) 室内の整理・整頓を毎日かさかさ行おう。
- (ヲ) 諸費は期日に滞りなく納め、必要な諸届は必ず提出しよう。
- (ワ) 図書館・食堂・体育館の利用については、別項に記した諸注意をよく守り他人に迷惑をかけないようにしよう。
- (カ) 行事には進んで参加しよう。そして学校と生徒会をより盛んにしていこう。

日常生活 (生徒支援部)

- (イ) 定められた規則をよく理解し、違反しないように注意しよう。
- (ロ) 暴力行為は絶対に行うことなく、風紀その他の生活態度に学生らしさが欠けぬよう心がけよう。学校生活中(校外授業も含む)の喫煙・飲酒等は禁止する。
- (ハ) 車輛通学(送迎も含む)は原則として禁止する。